

災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が実施する栄養・食生活支援活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「特殊栄養食品」とは、アレルギー対応食、乳児用ミルク、離乳食のほか、嚥下困難な方向けなど通常の食事を食べることができない人のための食品をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、栄養・食生活支援活動の必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請は、要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前2項の規定により甲から要請を受けた場合は、日本栄養士会災害支援チーム東京（JDA-DAT/TOKYO）と連携し、管理栄養士・栄養士を派遣するものとする。

4 甲は、第1項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（業務の内容）

第4条 乙が派遣する管理栄養士・栄養士は、甲が指定した場所において、栄養・食生活支援活動を行うものとする。

2 管理栄養士・栄養士が行う栄養・食生活支援活動の業務は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 特殊栄養食品の提供に係る支援
- (2) 被災者（要配慮者を含む。）への巡回栄養相談
- (3) 避難拠点での食事状況調査や衛生指導、栄養健康教育
- (4) 前3号に掲げるもののほか、状況に応じ必要な栄養・食生活支援

（指揮命令系統等）

第5条 乙が派遣する管理栄養士・栄養士に対する指揮命令および連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(輸送)

第6条 管理栄養士・栄養士の輸送は、原則として乙が行うものとする。ただし、状況により甲乙が共同して行うものとする。

2 特殊栄養食品の提供のための区内における輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

(報告)

第7条 乙は、第4条第2項各号に掲げる業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、甲が定める様式により甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第8条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した管理栄養士・栄養士が第4条第2項各号に掲げる業務の実施に要した経費を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第9条 乙は、甲に対し前条に規定する費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、特別な理由がない限り、遅滞なく費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した管理栄養士・栄養士が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例(昭和63年3月練馬区条例第11号)に基づき、甲が補償する。

(紛争の処理)

第11条 本協定に基づく業務に関して紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

(訓練)

第12条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

(連絡体制等)

第13条 甲および乙は、第3条第1項の要請等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(第2号様式)を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、協定締結の日から30日以内に行い、名簿の内容に変更があった場合は速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに1年間

延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 3 年 1 月 14 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号

練馬区

練馬区長 前 川 耀 男

乙 東京都新宿区四谷三丁目 9 番 慶和ビル 3 F

公益社団法人東京都栄養士会

会長 西 村 一 弘